

四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）の設置について

次のとおり四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）を設置するものとする。

記

1. 名 称 四万十町議会懲罰特別委員会（第1号）
2. 設置根拠 地方自治法第135条第2項
四万十町議会会議規則第110条第1項
四万十町議会委員会条例第7条第1項及び第2項
3. 目 的 16番西原真衣議員の行為について審査請求の適否及び違反の存否を審査する
4. 委員定数 8名
5. 委員長及び副委員長
特別委員会に委員長1名、副委員長1名を置く
委員長及び副委員長は委員会において互選する
委員長は委員会の議事を整理し、秩序を保持する
副委員長は委員長に事故がある時又は委員長が欠けたときはその職務を行う
6. 任 期 審査を付託された平成29年3月8日から審査報告書提出まで
7. 会 議
会議は委員長が招集し委員長がその議長となる
会議は委員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない
特別委員会の議事は出席委員の4分の3以上で決する

平成29年3月8日
四 万 十 町 議 会